

# 東日本大震災の避難者の方々へ

愛知県弁護士会ニュース 2011年12月号

バックナンバーをお送りします。愛知県弁護士会までご連絡下さい。

**弁護士による電話無料相談** **どんなことでもご相談下さい。**  
毎週月曜～金曜 正午～午後3時  
**0120-431-990**

法律相談に限らず、  
どんなことでも結構です  
ので、悩んでおられること・  
分からないこと等ありましたら、  
お電話ください

## 中間指針追補(自主的避難等に係る損害)について

平成23年12月6日に、原子力損害賠償紛争審査会が、平成23年8月5日に決定・公表された中間指針の対象となった避難指示等に係る損害以外の損害、つまり「自主的避難等に係る損害」について示しました。

尚、中間指針追補で対象とならなかったものが、直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて、相当因果関係のある損害と認められる場合には、賠償となる場合もありますので、ご注意ください。

また、中間指針追補については、「自主避難者への賠償額が低額である」「福島県以外からの自主避難者に対する賠償について触れられていない」等の批判があります。

### ★基本的な考え方

○中間指針追補の対象となる者については、

・事故発生当初の十分な情報がない時期は、大量の放射性物質の放出による被ばくへの恐怖・不安を抱くことは、年齢等問わず一定の合理性が認められる。

・事故発生からしばらく経過後は、放射線量等に関する情報がある程度入手できるようになった状況下において、少なくとも子供・妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていることから、被ばくへの恐怖・不安を抱くことは、一定の合理性が認められる。

・上記恐怖・不安による自主的避難のみならず、自主的避難を行わずに滞在し続けた者にも賠償すべき損害が認められる。

○なお、中間指針追補の対象以外の損害についても、個別具体的な事情に応じて、相当因果関係のある損害と認められることがありうる。

### ★自主的避難等対象区域とは・・・

下記の福島県内の市町村のうち、避難指示等対象区域を除く区域をいいます。

#### (県北地域)

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

#### (県中地域)

郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町

#### (相双地域)

相馬市、新地町

#### (いわき地域)

いわき市

※避難指示等対象区域:南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、いわき市の一部、田村市の一部、伊達市の一部、川俣町の一部

### ★損害額

○自主的避難者及び滞在者の損害について、精神的損害と生活費増等を一括して一定額を算定し、同額とすることが公平かつ合理的

○具体的には、事故発生時に自主的避難等対象区域内に住居があった者の損害額は以下を目安とする。

**対象区域内に居住していた子供・妊婦 40万円**

(事故発生から平成23年12月末までの損害)

〃

**上記以外の者 8万円**

(事故発生当初の時期の損害)

※避難指示等対象区域内に住居があった者についても、自主的避難者や滞在者に準じて本中間指針追補の賠償の対象とし、対象期間に応じた額を損害額とする。

# 「原発事故賠償説明会＋よろず相談会in愛知」開催決定！

主催 福島原発事故損害賠償愛知弁護団 共催 愛知県被災者支援センター  
(原発事故損害賠償説明会については愛知県弁護士会後援)

## 平成24年1月28日(土)

### 場所：栄ガスビル

(名古屋市中区栄三丁目15番地33 TEL 052-732-3211)

※駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

【東山線・名城線】「栄」駅下車 サカエチカ6番出口 徒歩5分 【名城線】「矢場町」駅下車 6番出口 徒歩2分  
13:00から15:00までは原発事故賠償説明会を、15:00以降は、弁護士による個別相談会を行います。  
お役にたつ情報をお知らせできればと思っております。法律相談と構えていただくか、是非いらっしやってください。

## 福島原発事故損害賠償愛知弁護団はご存知ですか？

**活動内容：** 電話相談、面接相談、東京電力への申請代理、  
原子力事故による被害にかかる緊急措置に係る法律(仮払い法)に基づく政府への仮払い申請代理  
原子力損害賠償紛争センター(政府ADR)への申立  
訴訟提起

**依頼費用：** ●相談  
無料でご相談に応じます。ぜひお気軽にご相談ください。  
まずはお電話を！

**連絡先：052-968-7535(フナノ森法律事務所)**

### ●事件開始時の着手金

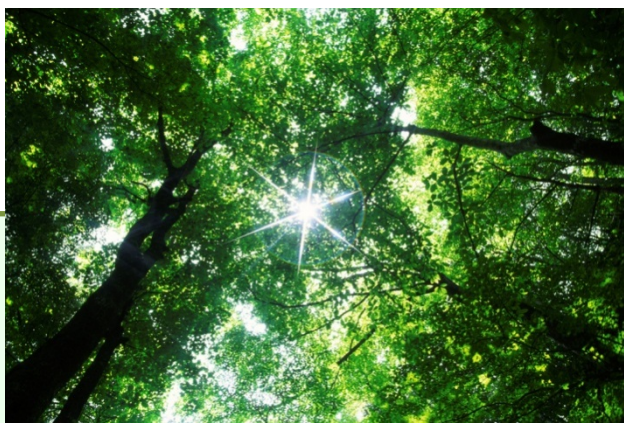
着手金は**無料**です。

### ●委任の実費

- ・委任時に、実費として1万円をお預かりします。実費は事後に実額精算となります。  
なお、未成年の方は実費はお預かりしません。
- ・一世帯での委任の場合には、代表者の実費1万円＋お一人増える毎に5000円となります。
- ・訴訟となった場合には、別途、費用を負担していただくこともあります。

### ●事件終了時の報酬

- ・東京電力に対する直接請求による交渉 東電から支払を受けた賠償額の3%(消費税別)
- ・紛争解決センターによる解決 東電から支払を受けた賠償額の5%(消費税別)
- ・裁判による解決 東電から支払を受けた賠償額の10%(消費税別)



## お伊勢参り

今回ご紹介するのは、三重県伊勢市にある伊勢神宮とその横にあるおかげ横丁です。伊勢神宮の境内の中は、荘厳で厳粛な空気が漂い、綺麗に整備された川や木々に心が洗われるような気がします。

その伊勢神宮のすぐ傍に色んなお店が軒を並べるが“おかげ横丁”です。名物の赤福やふんわりツルツルの伊勢うどんなど、ここでは地元のグルメも堪能する事ができます。

また、伊勢神宮から足をのばすと‘夫婦岩(めおといわ)・二見興玉神社(ふたみたまおきじんじや)’があります。

詳しくは、こちらをご覧ください。

<http://www.ise-kanko.jp/index.php>

## ホームページ作成中！！

ただ今、福島原発事故損害賠償愛知弁護団では、ホームページを作成中です。URL:

<http://www.bunanomori-law.com/fukushima/>

## 平成24年1月 愛知県弁護士会の出張相談会予定

### ❖ 生協生活文化会館(名古屋市千種区本山)

1月11日(水) 10時～12時 要予約

予約先: 052-781-6176

予約時間: 月曜～土曜 午前10時～午後4時

### ❖ 豊橋市民センター(豊橋市松葉町二丁目63)

1月8日(日) 10時～12時 要予約

予約先: 0532-56-5160

予約時間: 火曜～日曜 午前9時～午後9時

